

○地方独立行政法人法に基づく前橋工科大学に係る各種手続

前橋市公立大学法人評価委員会が行う事務(令和5年度)

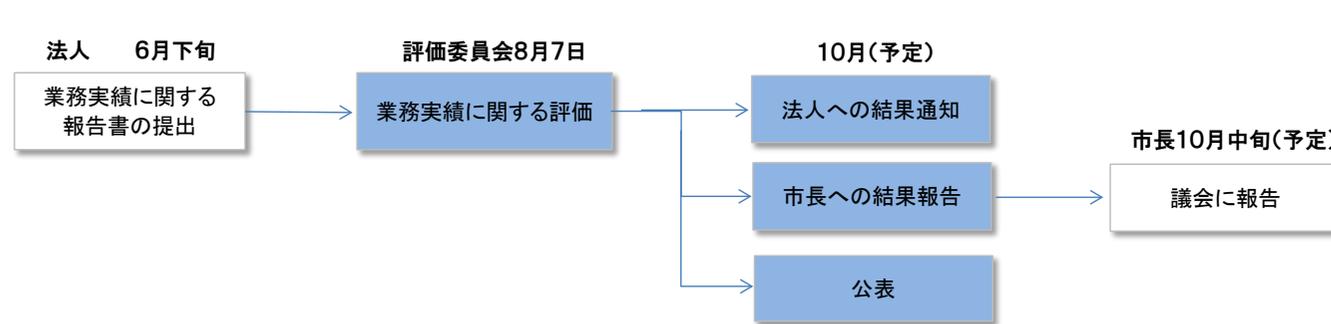
- ①各事業年度に係る業務の実績の評価(【旧】法第78条の2第1項①)
- ②中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価(【旧】法第78条の2第1項②)

この①各事業年度に係る業務の実績の評価について、令和5年6月16日に第13次地方分権一括法により地方独立行政法人法が改正されている。同法により、中期計画の記載事項に、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置並びに業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標を追加した上で、年度計画及び年度評価を廃止することとされた。ただし、経過措置として、令和5年度の末日までに開始した中期目標期間においては、年度計画策定及び年度評価実施を引き続き行うとされている。このことから、第2期中期目標期間中は、継続する。

①各事業年度に係る業務の実績に関する評価



- ①中期目標: 設立団体の長である市長が、法人が達成すべき業務運営に関する6年間の目標(目標期間: R1~R6)を定め、法人に対して指示
- ②中期計画: 法人が、市長の指示を受け、中期目標を達成するための6年間の具体的な計画を策定



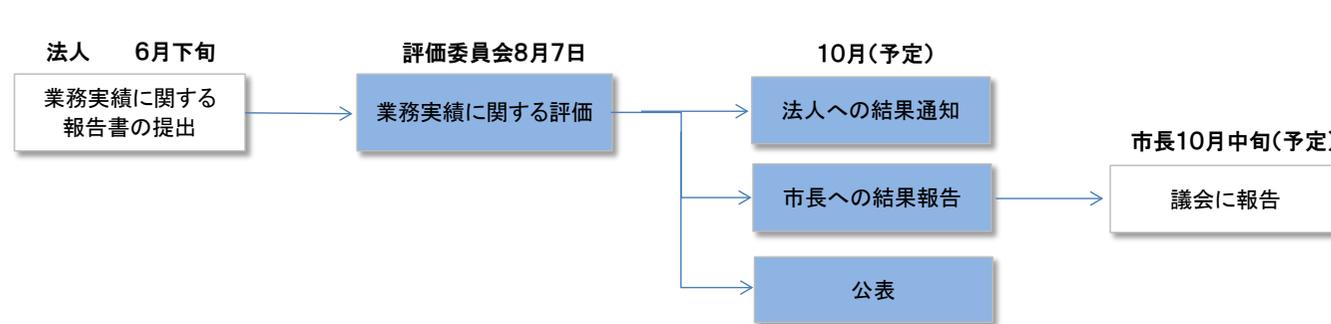
法人は、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない(【旧】法第78条の2第1項)。

評価委員会は、評価を行ったときは遅滞なくその評価結果を法人に対して通知しなければならない(法第78条の2第4項)。

評価委員会は、法人に対する通知を行ったときは遅滞なく市長に報告するとともに、公表しなければならない(法第78条の2第5項)。

市長は、評価委員会から報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない(法第78条の2第6項)。

②中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価



法人は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない(【旧】法第78条の2第1項②)。

評価委員会は、評価を行ったときは遅滞なくその評価結果を法人に対して通知しなければならない(法第78条の2第4項)。

評価委員会は、法人に対する通知を行ったときは遅滞なく市長に報告するとともに、公表しなければならない(法第78条の2第5項)。

市長は、評価委員会から報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない(法第78条の2第6項)。